

# 漁業・漁村の振興は 沿岸・中小漁業の発展でこそ

藻場・干潟・砂浜の保全、  
海洋ごみの撤去、有害生物駆除、  
海難・災害救助も

沿岸漁民

漁業・水産業は、周辺を海に囲まれた日本にとって基幹産業です。なかでも漁業経営の90%を占める沿岸・小型漁業は、多様な漁法とさまざまな魚介類を漁獲・養殖し、豊かな食文化と地域社会を支えています。干潟・藻場・砂浜の保全、国境の監視、海洋ごみの除去、海難救助など、国土・環境を守って

きたのも沿岸漁民です。この役割は、地域に多くの漁業者が暮らし、漁業を営み、共同で漁場を管理してこそ発揮されます。この沿岸・小型漁業を企業参入の邪魔もの扱いし、もうかりそうな漁場・養殖などに企業が入りやすくなったのが昨年、安倍政権が強行した漁業法の改定(改悪)です。

改定漁業法の実施を延期し  
漁業者の声で見直しを

改定漁業法は、漁協・地元漁業者に優先的に与えてきた漁業権の制度を廃止し、漁民の意見を反映する漁業調整委員の公選制を廃止しました。資源管理に対する国と都道府県の権限をつよめ、漁業権を売買できるようにし、参入する企業を優遇する仕組みをとりいれるなどで、多くの沿岸漁業者の不安を広げています。

漁業者の意見を聞かず納得もないまま強行した新漁業法は、漁業者の意見を入れて見直すべきであり、施行を中止すべきです。



沿岸・小型重視は国際的な流れ

国連は、今年から10年間を「家族農業の10年」として、農林業だけでなく家族経営で営まれる漁業を振興・発展させる政策を各国に求めています。国連食糧農業機関(FAO)の「責任ある漁業のための行動規範」は、漁

獲規制には「生存漁業、小規模漁業及び沿岸漁業の小規模漁業者の利益を考慮」することを求めています。沿岸漁業重視は国際的にも大きな流れになっています。

資源を守り  
漁業・水産業を  
持続的に発展させる  
日本共産党

- 資源管理は漁民の参加と納得のもとに行うようにする
- 豊漁時の調整保管、減収時の所得補償などで魚価と経営の安定をはかる
- セーフネット制度の充実、軽油減免の恒久化などで経費をおさえる
- 若者の就業支援制度を国の制度として充実させる
- 辺野古の米軍基地建設をはじめ漁場、海岸、湾をこわす開発を規制する
- 地域の条件にあった水産加工、流通を一体で振興する
- 国際機関との協調を図り、経済主権を守る水産外交をすすめる

# 小型・沿岸漁業者が安心して 操業を続けられるように

## 日本共産党 国会議員団が 緊急申し入れ

沿岸漁業者から、資源の減少や資源管理における不公平な配分、漁場環境の悪化などで経営が大きな困難に直面しているという切実な声がよせられています。

日本共産党国会議員団は、この声にこたえて、6月17日、政府に「沿岸漁業の困難を打開するための申し入れ」を行いました。要請内容を紹介します。



●クロマグロ資源管理の改善——クロマグロの漁獲規制に当たっては、小規模・沿岸漁業に配慮した施策を行うこと。沿岸のクロマグロ漁業者が生活できるよう、小規模・沿岸漁業者の漁獲枠を大幅に確保すること。魚が来遊しなければ漁獲できない沿岸漁業の特性を考慮して、柔軟な管理方式を検討すること。漁業共済に加入してない人も含め、抜本的な所得補償対策を行うこと。クロマグロ以外の漁業でも、マグロがかかる漁具を切ったりして放流することを強いられている。その「コストも補償する」と。

●大規模漁業の規制——漁獲規制を行う場合は、資源に対するダメージの大きな大規模漁業から規制すること。特にクロマグロは大量漁獲により価格の暴落を招き、沿岸の漁業経営を圧迫していることから、政府主導で制限すること。日本海での大中まき網漁業による産卵期クロマグロの漁獲規制を行うこと。

●スルメイカ資源の保護——スルメイカの資源減少が顕著になっているも、大中まき網・沖合底引きなどの漁業が強い漁獲圧力となっている。政府の行っている規制は漁獲を制限するものになっておらず、規制として機能していない。少なくなった資源を獲り尽くすような操業はただちに規制すること。

●沿岸カツオ漁業の存続——沿岸カツオ釣り・ひき縄漁業の存続のため、熱帯域での大規模まき網を規制すること。国際会議（WCPFC）で熱帯域での漁獲規制を求めること。日本のダシ・つゆメーカーに対し、極小カツオの輸入を自粛するよう強く指導すること。

●違法操業の取り締まり——沿岸漁業者の操業を脅かす違法操業を厳しく取り締まること。

●沿岸漁業振興を柱に——小規模・沿岸漁業の振興を漁業政策の中心的な柱に据え、経営安定をはかるため所得安定対策を講じること。特に、現状の漁業共済・漁業収入安定対策でカバーされない漁業者・継続減収分についても配慮した上乘せの支援措置を行うこと。漁業政策を決める会議（水産政策審議会）に小規模・沿岸漁業の代表を参加させること。漁獲枠・漁獲割り当てを設ける際、漁業者自身が配分を決定する仕組みを検討すること。

●新漁業法の見直し——漁業法改悪の発端となった国家戦略特区ワーキンググループでの規制緩和の提案をめぐり、会議の存在自体が隠ぺいされていた。議事録など、すべての経過を公開すること。改定漁業法は、その施行を凍結し、漁業者や漁協の意見、要望を聞き、抜本的に見直すこと。